

議第56号

三島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、「含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ」を加える。

第14条第1項中「この項、第19条及び第36条第3項において」を削る。

第35条第3項中「含む。）」を「含む。）」に改める。

第40条第2項中「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「（第2号に係る部分に限る。）」を加え、同条

第 8 項中「附則第 7 項」を「附則第 5 項」に改める。

第 50 条中「この項、第 19 条及び第 36 条第 3 項」を削り、「準用する第 19 条」の次に「において」を加える。

第 52 条第 3 項中「及び満三歳以上保育認定子ども」の次に「（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

三島市長 豊 岡 武 士